

福崎町立田原小学校いじめ防止基本方針

福崎町立田原小学校

1 本校の方針

本校は、「楽しい学校、信頼される学校づくり」をめざし、①学校が楽しく、児童が夢と誇りを持つ学校づくり、②学校が安全で安心でき、地域に信頼される学校づくり、③教師として力量を高め、児童とともに伸びる教師集団づくりに取り組んでいる。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備する。いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、4つの重点目標を策定している。①人権を尊重する心、自他の命を大切にすること、仲間とともに生きる心を育む。②基礎基本や活用する力を確実に身につけ、主体的に学ぶ力を養う。③生きる力の基盤となる健全な生活習慣を育成する。④道徳教育やふるさとに親しむ体験活動等を充実し、豊かな心を育む。

いじめについては、「いじめは、どの児童にもどの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、児童が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) いじめ防止等の対策のための指導体制

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応等を実効的に行うため管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「いじめ防止・対応委員会」を設置する。日常の教育相談体制、生徒指導体制等の校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

(2) いじめ防止のための具体的な取組

① 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修等、年間指導計画を作成する。

別紙2 年間指導計画

② 信頼関係の構築

P T Aの幹事会，保護者懇談会，民生・児童委員懇談会等において，いじめの実態や指導方針等の情報を提供し，いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらう。また，日頃から教職員は児童の話に耳を傾け，些細なことでも親身になって対応するとともに，保護者に対して家庭訪問等，顔の見える連携を行い，信頼関係を構築するよう努める。

③ 教職員の気づき

いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識する。児童の小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さないために，チェックリスト等を別に定める。また，全ての教職員が，児童の些細な言動から個々が置かれている状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めるため，校内研修を実施する。

別紙3 いじめ早期発見のためのチェックリスト

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心，安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり，学級づくりに努める。

児童が集団の一員としての自覚や自信を持ち，互いに認め合える人間関係を構築する等，豊かな心の育成と幅広い社会性を身につけるため，学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，自然学校等の体験活動を充実させる。

⑤ 児童の実態把握

いじめの実態把握や，いじめに関する様々な情報を収集し，防止のための啓発活動に取り組むため，「生活アンケート」を児童対象に年2回程度実施する。また，スクールカウンセラー等と連携し，児童のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを実施することで，いじめの早期発見・早期対応に努める。

⑥ 児童が主体となった取組

児童自身が，いじめの問題を自分たちの問題として受け止め，自分たちでできることを主体的に考え，行動できるような児童会活動を推進する。教職員は全ての児童がいじめの問題に対する取組についての意義を理解し主体的に参加できる活動になっているかどうかを確認するとともに，必要な支援を行う。

⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり

特定の職員が問題を抱え込まないよう，いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため，全ての教職員が些細な兆候や懸念，児童からの訴えを「いじめ防止・対応委員会」に報告・相談する。上記委員会は，学校全体の情報を整理・記録するなど，情報の集約と共有化を図る。本校の取組が「学校いじめ防止基本方針」や年間指導計画に基づき，適切に実践・機能しているかどうかを評価するため，保護者，地域の方々，教職員，学校評議員等から意見を募り，効果的で継続的な取組を実施する。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ事案が発生した際の対応）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめの事実を把握した際には、「いじめ防止・対応委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

別紙4 緊急時の組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。例えば、児童の生命に危機が生じた場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発生した場合等が想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、校長が判断し、適切に対応する。

さらに、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって「いじめ防止・対応委員会」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、町教育委員会（県教育委員会）が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、個別懇談会等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組をするため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止・対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童・保護者の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。